第百十三条の二第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第百十三条の三中「前四条」を「第百十二条から前条まで」に改める。

第百十三条の四中「すべてを」を「全てを」に改め、同条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「の定める」を「が定める」に改める。

第百十三条の五中「四箇月」を「四月」に改め、同条ただし書中「の定める」を「で定める」に改める。

第百十三条の六の見出しを「（組合の塡補責任）」に改め、同条第一項中「てん補する。」を「塡補する。」に改め、同項ただし書中「だ捕」を「拿捕」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第二項中「てん補すべき」を「塡補すべき」に改める。

第百十三条の七中「政令の」を「政令で」に改める。

第百十三条の八中「（保険価額の減少等）」を削る。

第百十三条の十一第四項中「政令の」を「政令で」に改める。

第百十三条の十二第一項中「てん補し」を「塡補し」に改め、同条第二項中「てん補すべき」を「塡補すべき」に改める。

第百十三条の十四第一項中「何時でも」を「いつでも」に、「限り」を「限る。」に改め、同条第二項中「解除」を「規定による解除」に、「向つて」を「向かつて」に改める。

第百十三条の十五中「の定める」を「で定める」に改める。

第百十三条の十六第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同項ただし書中「てん補する」を「塡補する」に改める。

第百十八条中「てん補すべき」を「塡補すべき」に、「てん補区分」を「塡補区分」に、「の定める」を「で定める」に改める。

第百十九条の見出しを「（組合の塡補責任）」に改め、同条第一項中「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第二項中「てん補すべき」を「塡補すべき」に改める。

第百二十一条中「（第三者のためにする損害保険契約等）」を削り、「てん補区分」を「塡補区分」に、「四箇月」を「四月」に改める。

第百二十六条中「（消滅時効）」を削り、「四箇月」を「四月」に改める。

第百二十六条の三の見出しを「（組合の塡補責任）」に改め、同条第一項中「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第二項中「てん補すべき」を「塡補すべき」に改める。

第百二十六条の六中「（保険委付）」及び「（第三者のためにする損害保険契約等）」を削り、「四箇月」を「四月」に改める。

第百三十八条第二項中「地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては」を削り、「及び第十八条第一項中」を「中「定款、保険約款」とあるのは「定款」と、第十八条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」と、」に改め、同条第五項中「から第五項まで」を「及び第三項」に改め、「、第五十条第四項中「組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満」とあるのは「会員が十五組合未満」と」を削り、「「破産手続開始」を「「破産手続開始」に改め、同条第七項中「第八十七条まで」の下に「（第八十六条第一項を除く。）」を加え、「第八十六条第一項」を「第八十六条第二項」に改める。

第百三十八条の十三第二項中「てん補区分」を「塡補区分」に改める。

第百三十八条の十四第一項中「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項中「てん補区分」を「塡補区分」に、「政令の」を「政令で」に改める。

第百三十八条の十五第二項中「てん補区分」を「塡補区分」に、「の定める」を「が定める」に改める。

第百三十八条の十六及び第百三十八条の十九中「の定める」を「で定める」に改める。

第百三十八条の二十一中「てん補区分」を「塡補区分」に、「行使し」を「行使し、」に改める。

第百三十八条の二十三中「（危険の減少等）」を削る。

第百三十九条第二項中「てん補区分」を「塡補区分」に、「の規定により読み替えられた同条において」を「において読み替えて」に改め、同条第四項中「の定める」を「で定める」に改める。

第百四十一条から第百四十三条までの規定中「の定める」を「で定める」に改める。

第百四十三条の三中「てん補する」を「塡補する」に改める。

第百四十三条の五第二項中「第四十四条の二第一項中」を「同条第一項中」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に、「設定」を「作成」に改める。

第百四十三条の六中「及び第八十六条第二項」を「並びに第八十六条第一項及び第三項」に、「第八十六条第二項中」を「第八十六条第三項中」に改める。

第百四十三条の八の見出しを「（組合の塡補責任）」に改め、同条中「てん補する」を「塡補する」に改める。

第百四十三条の九中「てん補すべき」を「塡補すべき」に改め、同条第二号中「の定める」を「で定める」に改める。

第百四十三条の十中「場合には」を「場合において」に改める。

第百四十三条の十一第三項中「（保険委付）」及び「（告知義務等）」を削り、同条第四項中「（告知義務等）」を削る。

第百四十三条の十七中「及び第八十六条」の下に「（第一項を除く。）」を加え、「第八十六条第二項」を「第八十六条第三項」に改める。

第百四十三条の十九中「（第八十八条を除く。）」を削る。

第百四十四条第二項中「外」を「ほか」に改め、同項ただし書を削る。

**第二条**　漁船損害等補償法の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十条」に、「第十三条―第二十一条の二」を「第十一条―第二十条」に、「第二十二条」を「第二十一条」に、「第八十八条」を「第八十七条」に、「第八十九条―第百九条」を「第八十八条―第百七条」に、「第百十条―第百十一条の六」を「第百八条―第百十一条の五」に改め、「及び特殊保険」を削り、「第百二十六条の六」を「第百二十六条の七」に、「第四章　漁船保険
第一節　漁船保険
第二節　普通保険
第五章　政府の特殊保険
中央会及びその普通保険再保険事業等
険中央会（第百二十七条―第百三十八条の十一）
険再保険事業等（第百三十八条の二―第百三十八条の二十三）
殊保険再保険事業等（第百三十八条の十二―第百三十八条の二十三）」を「第四章　政府の漁船保険再保険事業等（第百二十七条―第百三十八条）
第五章　保険料の負担及び補助金の交付」に、「第六章の二」を「第六章」に、「第百四十三条の十九」を「第百四十三条の十二」に改める。

第二条第二号を削り、同条第三号中「特殊保険再保険事業並びに前号の普通保険再保険事業」を「漁船保険再保険事業等」に改め、「に係る再保険事業」を削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同号を同条第二号とする。

第三条第三項中「、普通保険及び特殊保険とし、普通保険は」を削り、同条第四項中「「特殊保険」とは、戦争、変乱その他政令で定めるこれに準ずるもの（以下「戦乱等」という。）による滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「特殊保険事故」という。）により生じた損害を塡補する漁船保険をいい、」、「特殊保険事故以外の」及び「（以下「普通損害保険事故」という。）」を削り、「普通損害保険事故に」を「事故に」に改め、同条第五項中「、戦乱等によるものを除き」を削り、「第六章の二」を「第六章」に改め、同条第六項中「、戦乱等によるものを除き」を削り、同条第七項中「（戦乱等によるものを除く。以下「漁船積荷保険事故」という。）」を削る。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条の前の見出し及び同条を削る。